

財形年金預金

(2025年4月1日現在適用中)

| | |
|-------------------|--|
| 1. 商品名 | 財形年金預金 |
| 2. 対象となる方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行と財産形成年金預金の取扱契約を締結した企業（以下「事業主」といいます。）の勤労者の方で、財形年金預金契約時に満55歳未満の方 ・ お一人1契約で、1金融機関に限ります。 |
| 3. 期間 | <p>5年以上</p> <p>※年1回以上のお預入れが必要です。</p> <p>※積立終了後、年金受取開始日までに6ヶ月以上5年以内の据置期間が必要です。</p> |
| 4. 預入方法 | |
| (1) 預入方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主が預金者に支払う給料、ボーナスから天引きしてお預入れいただきます。 |
| (2) 預入金額 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1円以上 |
| (3) 預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1円単位 |
| 5. 作成する定期の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入毎に「預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金」を作成します。 ・ 最長預入期限に、その元利金の合計額および最長預入期限に新たなお預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。 ・ 継続するにあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。 ・ この期日指定定期預金は、満期日を指定することはできません。 ・ 預入日（自動継続の場合はその継続日）から年金元金計算日（初回受取日の3ヶ月前応当日）までの期間が1年未満の場合は、「年金元金計算日を満期日とする自由金利定期預金（M型）」を作成します。 |
| 6. 払戻方法 (払戻要件) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 積立期間および据置期間内での払戻しはできません。 ・ 満60歳以降3ヶ月毎に、5年以上20年以内の期間にわたって、あらかじめ指定の預金口座にお振込みします。 |
| 7. 利息 | |
| (1) 適用利率 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時（自動継続の場合はその継続日）の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 |
| (2) 利払頻度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の定期預金毎に、満期日に一括してお支払いします。 |
| (3) 計算方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成した預金が期日指定定期預金の場合、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）で、1年毎の複利計算により算出します。 ・ 作成した預金が自由金利定期預金（M型）の場合、付利単位を1円とした |

| <p>(4) 課税</p> <p>(5) 利率情報の入手方法</p> | <p>1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）により算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財形住宅預金と合算で元金（継続時に元金に組み入れた利息を含みます。）合計550万円を限度として非課税です。 ・非課税限度額を超える場合は、20.315%の分離課税が適用されます。 ※2013年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されています。 ・当行ホームページ「金利一覧」にてご確認いただくか、窓口までお問い合わせください。 | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|--|------------|--------|-------|---------------|-----------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|
| <p>8. 手数料</p> | <p>不要です。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>9. 付加できる特約事項</p> | <p>—</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>10. 中途解約時の取扱い</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・全部解約のみ可能で、一部解約はできません。 ・年金としての受取以外の目的で払戻される場合（本人の死亡、重度障害等による払戻しを除きます）は、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されるとともに、それ以降の利息についても課税されます。ただし、年金の払戻開始後5年超の場合は、解約利息のみに課税されます。 ・満期日前に解約する場合は以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により1年毎に複利計算した利息とともにお支払いします。 <table border="1" data-bbox="478 1041 1380 1388"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>預入日における店頭表示のこの預金の「2年以上」利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年半未満</td> <td>預入日における店頭表示のこの預金の「2年以上」利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年半以上2年未満</td> <td>預入日における店頭表示のこの預金の「2年以上」利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年半未満</td> <td>預入日における店頭表示のこの預金の「2年以上」利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年半以上3年未満</td> <td>預入日における店頭表示のこの預金の「2年以上」利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1年以上3年未満は満期日を指定しない場合に限りです。</p> | 中途解約日までの期間 | 中途解約利率 | 6ヶ月未満 | 解約日における普通預金利率 | 6ヶ月以上1年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年以上」利率×40% | 1年以上1年半未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年以上」利率×50% | 1年半以上2年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年以上」利率×60% | 2年以上2年半未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年以上」利率×70% | 2年半以上3年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年以上」利率×90% |
| 中途解約日までの期間 | 中途解約利率 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6ヶ月未満 | 解約日における普通預金利率 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6ヶ月以上1年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年以上」利率×40% | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以上1年半未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年以上」利率×50% | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年半以上2年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年以上」利率×60% | | | | | | | | | | | | | | |
| 2年以上2年半未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年以上」利率×70% | | | | | | | | | | | | | | |
| 2年半以上3年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年以上」利率×90% | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>11. その他参考となる事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・1年に1回以上のお預入れがない場合等、財形年金預金の要件を満たさない場合は課税扱いとなります。 ・預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者一人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>12. 当行が契約している指定紛争解決機関</p> | <p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p> | | | | | | | | | | | | | | |